

平成 31 年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO2 削減支援事業）」質問回答（説明会の質問受付分）

質問事項	回答
コンサルタントは申請者になりうるか。	公募要領 1.（4）の対象事業者の要件を満たしていれば、申請者となりえます。
公募期間は平成 31 年 11 月 29 日（17 時必着）までとなるが、公募開始から同年 5 月 20 日までの申請案件を集約するとはどのような意味か。	平成 31 年 5 月 20 日までに申請のあった案件で、一定の評価を受けたものについては、まとめて二次審査（第三者有識者によるヒアリング審査）を行います。それ以降の二次審査については、申請状況等により開催日程等を決定します。
副本の提出部数は 10 部とあるが、公募要領 2.（3）①から⑧までのどの範囲を提出するのか。	公募要領 2.（3）①から⑧の全てとなります。なお、副本は正本の写しで差し支えありません。
共同事業者は海外の民間事業者でも構わないのか。	共同事業者となるには、事業実施者とともに自らが事業遂行の中心的役割を果たすことが求められます。また、交付規程の別紙 1（2）対象事業者の要件に規定する者が、補助金の交付を申請できる者となりますので、この要件を満たさなければ申請者にはなれません。
公募予算額は 2 億円とのことだが、選定される補助事業は何件を目安としているのか。	目安となる件数は設定しておりません。申請された事業の内容について、審査項目に照らして審査し、予算の範囲内で補助対象事業を選定します。
実現可能性調査の結果、事業を実施しないことも考えられるが、どのようにすればよいのか。	数年以内に事業開始を計画しているものを支援事業の対象としています。事業の実現可能性が評価項目の一つとなることに御留意ください。
1 件当たりの上限額の設定はあるか。	公募予算額 2 億円の範囲内で補助対象事業が選定されますが、1 件当たりの上限額の設定はありません。なお、申請された事業費が、同程度の規模等を有する類似の事業の標準価格等を参考として算定されていること等に留意しつつ、審査を行います。
対象となる廃棄物の定義はあるのか。	一般的な廃棄物を想定していますが、対象となるものが支援事業となるかどうか疑義がある場合は、個別に相談してください。

<p>公募期間は平成 31 年 11 月 29 日までとなっているが、事業期間は年度内か。</p>	<p>事業期間は、事業完了日または平成 32 年 3 月 10 日までとなっています。</p>
<p>実証内容をもって知的財産となるものを取得した場合には帰属はどのようになるのか。完了実績報告書などの中にその内容を書くようであれば事前の確認が必要となるがいかがか。</p>	<p>環境省所管の補助金等に係る事務処理手引(P-34)において、知的財産権・産業財産権の取得等をし、その譲渡・供与、実施権の設定等をする場合には、交付要綱等に基づき環境省に対してその旨報告を行う必要があるとされています。報告等の方法については個別協議とします。</p>